

町民が主役のまちづくり 八頭町自治基本条例フォーラム開催



パネルディスカッション

「八頭町の自治基本条例について」

〈コーディネーター〉

八頭町自治基本条例(仮称)

策定委員会

委員長 上田 雅稔 さん

〈パネラー〉

八頭町自治基本条例(仮称)

策定委員会

委員 山崎かおる さん

委員 花木 榮一 さん

委員 福本 揚子 さん

委員 井関 孝嗣 さん

〈アドバイザー〉

北栄町自治基本条例審議会

委員長 林 邦臣 さん

〈行政〉

井山 愛治 八頭町副町長

八頭町自治基本条例フォーラムが、2月5日(土)、郡家公民館を会場に開催され、基調講演や策定委員会委員によるパネルディスカッションを通して、参加者約120名が自治基本条例について考えました。

ここでは、パネルディスカッションの概要をお知らせします。

〈コーディネーター〉

パネラー

アドバイザー

行政

① 参画と協働



コーディネーター
上田 雅稔 さん

パネ この委員会に委員として参加したことで、普段なかなか触れることのない「条例」というものについて学ぶことができ、まちづくりに対する関心がわいてきました。

「町民として自分たちのまちのためにできることは何か?」ということを考えてときには、八頭町をより良くしていくためには、町民が積極的にまちづくりに関わり、参画することで、自分たちの声をまちづくりに反映させることが大切ではないかと思えます。

この条例の存在により、まちづくりに対する意識変革のよいきっかけになるのではないかと感じています。

コ 町民が自分たちのまちにもっと関心を持ち、一緒になってまちの事を考えることは大切なことです。条例の検討というひとつのまちづくりに町民が委員として関わったこと

で、町民の声や意思が反映されるということになりました。
委員の皆さんも町民参画の必要性を改めて感じられたのではないのでしょうか。

パネ 条例の検討過程を見ると、まず、役場職員の方々の検討によりタキ台ができ、議会の意見も踏まえながら策定委員会での検討を経て、条例素案が出来上がりました。

そして、町民の皆さんへ広報やず特集号として条例素案を全戸配布し、今回のフォーラムも開催することができました。自治基本条例の趣旨のとおり、町民・議会・行政が協力して取り組んだことは大変素晴らしいことだと思えます。

コ 町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを行っていくという「協働の精神」が、八頭町をより良いまちにするために必要だと思えます。

② 前文

コ 委員の方々の思いを特に込めて規定しているのが前文です。前文は、八頭町におけるまちづくりの基本的な考え方を述べ、自治基本条例

制定の目的を宣言するという意味合いで設けていますが、「こんな町になつてほしい」という委員の方々の願いも取り入れながら、町民の皆さんはもちろん、町外の方が見られても八頭町のイメージがわくような内容としています。

パネ 前文の検討段階で「田舎だけでなく自然にあふれ、人と人とのつながりが強いまち」という八頭町の良さを改めて感じることができました。

「人を大切にする、人権を大切にすること」ということは、何においても大前提になることですので、前文の中に盛り込みました。

歴史のあるまちとして、今まで先輩方が培ってきた伝統を大切にしながらも、八頭町をより良いまちにしていきたいと感じました。そして、誇りの持てる八頭町を子どもたちに引き継いでいきたいと思えます。

③ コミュニティ

パネ パブリックコメントや条例・計画を検討する委員会などへの委員としての参加は、町民の意思を反映する一つの方法です。また、個人としてだけでなく、集落や自治会、婦人会、老人クラブ、またサークル

のような一つの集まりであるコミュニティとして、まちづくりに自分たちの声を届けたり、活動することも重要だと思います。



アドバイザー
林 邦臣 さん

つまり、地域が元気だと、まち全体が活性化することにつながるからです。特に、私たちにとつて一番身近な集落や自治会などの地域の会

は、八頭町の中で大切な組織であり「核」になるものだと思います。私たち町民は、個人としても、また、コミュニティの一員としても、八頭町を活性化させることができるのではないのでしょうか。

コー コミュニティへの参加については、あくまで「自主的に参加する」ということであり、義務ではないことに注意しなければならぬと思います。また、参加しないことによつて不利益を受けるようなことがあつてはいけません。

アド 北栄町でも、コミュニティの重要性が位置付けられており、行政

の「公助」の部分に加えて「自分たちでできることは自分たちで助け合つてやる」という「自助」や「共助」の重要性を感じています。集落や自治会などの「地域コミュニティ」では、集落ごとに自主防災組織を設置する取り組みが進んでいますし「テーマコミュニティ」では、町内のスポーツ振興を一手に引き受ける「北栄スポーツクラブ」や町民主体で運営する「アザレアのまち音楽会」などさまざまな団体が活動し、自分たちの地域やまちを元気にするために頑張っています。

また、コミュニティが活動しているためには、行政による程度度の支援が必要になってきます。北栄町では、コミュニティへの支援制度として、町民が地域のために自主的に取り組む活動に対して助成を行う制度があります。この支援制度によつて、町民が自主的な活動を始めやすくなつていきたいと思います。

また、制度を活用した自治会や団体が、町民の前で自分たちの活動を

発表する「まちづくり塾」というものがあり、さらにコミュニティ活動が活発化するような啓発的な取り組みとして行われています。元気なコミュニティが増えれば、それだけ町全体が活発化することになると思います。

④ 住民投票

コー 住民投票は、議会を通じての間接民主制を補う仕組みとして、住民が投票による意思表示を行う制度です。

この条例で定める住民投票は、地方自治法上の議会の解散や町長・議員の解職請求であるリコール請求とは違ったもので、例えば「市町村合併の賛否」など八頭町の町政全体に関する重要事項について住民投票を行う場合の基準や条件について規定しています。

■ 「3分の1以上の者の連署」

パネ 本来、まちづくりの意思決定は自分たちが選んだ町長さんや議員さんに任せるとするのが原則だと思います。そういう意味では住民投票制度は、住民がまちづくりに直接意思表示を行うことができる「最終手段」のようなものです。



行政
井山 愛治 副町長

また、実際に「住民投票」を実施することになると「是か非か」を問うことになるので、結果として町を二分するような事態になりかねないこともあり、安易には実施されない条件が必要だと思えます。

住民投票が実施されるような場面を考えた場合「原子力発電所の誘致」や「森林開発」など、住民生活を脅かすような事態が予想されます。「請求」だけでは、例えば必要な署名が集まったとしても、町民の意思を町長や議会がくみ取ってくれない場合は実施されないことになります。

「町長さんや議会は、署名が集まったこと自体を町民の意思としてくみ取ってくれるのではないかと？ 実施強制力を持たせる必要はない」という意見もありましたが、策定委員会としては、ある一定の条件を設けたうえで「実施強制力」を持たせた方がいいという結論になりました。

そして、「住民投票の制度は、住民が意思表示をする手段として必要ですが、例外的な仕組みでもあるた



パネラー
山崎かおるさん

め、住民の最終的な手段ともいえるリコール請求と同じくらい重いものである」という理由から「1/3以上の者の連署」を署名条件として考えました。

コー ただし、住民投票の結果の取り扱いについては、法的な拘束力を持たせることはできませんので「最大限尊重すること」としています。

■「年齢満18歳以上の者」

パネ 「住民投票は、選挙に次ぐような重要事項であり、選挙権や現在の成人年齢に合わせるべきということから、20歳でいいのではないかと」という意見と「将来のまちづくりの担い手としての自覚を持つてもらい、参画を意識付けるためには、18歳でもいいのではないかと」という意見がありました。

「18歳は、これからの自分の道をしつかりと考えてほしい時期であり、親の立場からすれば、負担になるようなことには巻き込みたくないと思ってしまう」という意見もありましたが「自分たちのまちの事もしつかりと考えてほしい、これから八頭町の将来を担っていく若い方々に、そのことを自覚してもらえ、良い機会になるのではないかと



パネラー
花木 栄一さん

いうメリットを考え、「18歳以上」という基準にまとまりました。

■「永住外国人を含む。」

コー 外国人については「参政権」「公務に従事する権利」「生活する権利」などがよく議論されます。日本の国政レベルでは、政治に関わるような部分は認められていないのが現状です。

策定委員会では、国政とは少し離れて「八頭町としてはどうか」という観点で検討を進めました。「永住者」は、原則10年以上日本に居ることが条件となり、ある程度地域とのつながりが深いとも言えると思えます。

パネ 外国人であっても、八頭町に住み、暮らしておられるのだから、外国人の方にまちづくりに参画してもらうことは悪いことではないという意見がありました。
この問題は、デリケートで非常に

難しい問題ですが「定住者は、流動的な方だと思っているので、やはり抵抗がある」という意見もあり、策定委員会としては「10年以上在住」という、より地域につながるの深い「永住者」に限定しました。

コー この問題は、非常に難しく、議論が分かれることであるのは確かです。「やはり、国民が政治を動かしていくべき」という考え方からすれば、投票権を与えるべきではないという考え方もできます。

一方で、「地域のことには、地域に根差した人が行っていくべき」ということから考えれば、外国人の方にも一定の権利を与えていくべきだということになります。

⑤ 条例によって何が変わる？

パネ この条例の制定によって、私たちの生活の中で、すぐに目に見えるような形で変わっていくようなことは無いかもありませんが、自分たちのまちやまちづくりに対する関心が高まり、意識が変わることになるのではないのでしょうか。

「意識が変われば、言葉が変わる。言葉が変われば、行動が変わる。行動が変われば町が変わる。」と思っ

います。まちづくりが少しでも変わってくると、八頭町が活性化してくると思います。

コー 自治基本条例の制定により、参画や協働のルールを明文化することで、まちづくりへの意識が変わることが一番だと思います。共通の認識を持ちながら、まち全体で良い知恵を出し合い、お互いに協力してまちづくりを行っていくことで、八頭町がより良いまちになっていくと思います。そこから、今後具体的な動きとして表れてくるのではないのでしょうか。

大切なのは、条例そのものではなく、条例の制定によって皆さんがアクションを起こしていくことだと思います。

アド 町民・議会・行政が協力してまちづくりを行っていくかなければいけないので、どれが欠けてもいけません。北栄町では、町民・議会・行政それぞれが変わりました。行政は、この条例を守りながらま



パネラー
福本 揚子 さん

ちづくりを行っていく必要がありますので、この条例に規定されているとおりに行政運営を行っていきます。具体的には、パブリックコメントの実施による意見の募集や、条例や計画を策定する際の審議会等への委員公募が進みました。また、そういった条例や計画の検討過程をホームページで公開するなどの情報提供が行われています。

予算の使われ方についても、町民に積極的に公表しています。情報提供によつて、参画や協働を進めるためです。「北栄町版の事業仕分け」に取り組んでいます。町民の方も仕分け人として参加し、町民の目線から予算の使われ方をチェックします。

また、北栄町では、町民の方への情報提供として、インターネットを使つて議会の様子やライブ中継しています。町民の目が直接議会に向けられることによつて、議会の質疑や討論の充実につながっています。

そして、町民は、行政や議会との情報共有によつて、まちづくりへの関心が高まり「自分たちもまちづくりに関わられるのだ」という意識に変わってきました。

情報提供や情報共有は、町民が積極的にまちづくりに関わっていくためには欠かせないものです。町民に正しい情報が提供されないと、考え

まちづくりを行っていく必要がありますので、この条例に規定されているとおりに行政運営を行っていきます。具体的には、パブリックコメントの実施による意見の募集や、条例や計画を策定する際の審議会等への委員公募が進みました。また、そういった条例や計画の検討過程をホームページで公開するなどの情報提供が行われています。



パネラー
井関 孝嗣 さん

ることも、行動することもできないからです。

コー 北栄町の事例を八頭町に全て当てはめることはできないかもしれませんが、八頭町が今後どうなっていくのか分かりませんが、今回の北栄町さんのお話を聞きヒントにしていることができれば良いのではないのでしょうか。

⑥ 条例制定後の課題は？

アド 北栄町の条例には「5年を超えない期間」という見直しの条文があります。2年経たない間に見直しを行いました。

北栄町の場合、自治基本条例を制定した後も「条例を育てていく」という基本的な考えがあります。また、平成21年には、リーマンショックに端を発した世界情勢・国内情勢の激変があり「北栄町にも少なからず影響がある」という危機感を持ち

ましたので「見直しを行うのに早すぎる」ということはあっても、遅すぎることがあつてはいけません」ということで早期に見直しを行いました。

また、見直しを行うことによつて、まちづくりへの意識を持ち続けようための動機付けになればという思いもありました。見直しの内容については「条例内容が今の時代に適しているのか」、「参画と協働のまちづくりが本当に進んでいるのか」などについて検討しました。

行政 この八頭町自治基本条例は、町民の方にも「町民が主役のまちづくり」を実感していた、だけのもので考えています。条例の中に「見直し」の条文を始めから規定することは異例のこととも言えますが、それだけ制定後も柔軟に対応していくことができる条例であるというふうに見えています。

今後の取り組みについて

現在、策定委員会では、2月10日まで実施していた町民意見公募（パブリックコメント）で寄せられた意見について検討を行っています。

策定委員会での検討が終わり次第、町議会との協議を進めながら条例提案を行う予定にしています。